

年	金	受	給	者
	だ	よ	り	

主な掲載内容

- 年金支払通知書・源泉徴収票を送付しました…………… 2・3
- 復興特別所得税等の税制改正に関するお知らせ…………… 3
- 被用者年金一元化法について…………… 4・5
- こんなときはご連絡ください…………… 6・7
- 各種届出書や年金関係書類が必要な皆様へ
〈年金関係書類の請求書〉をご利用ください…………… 8
- 65歳になられる皆様へ…………… 年金カレンダー裏面



ご確認をお願いします。

「年金支払通知書」、 「公的年金等の源泉徴収票」、 「扶養親族等申告書の 申告内容確認書」を 送付しております。



1 年金支払通知書

今回お送りした支払通知書には平成24年12月支給期、平成25年2月支給期および4月支給期の三支給期分を表示しています。

なお、平成25年2月支給期以降に年金額の改定や停止額の変更等により差引支払額の変更が見込まれる場合は、平成25年2月支給期および4月支給期の欄または4月支給期の欄を「***」で表示しています。この場合、平成25年2月支給期または4月支給期に改めて年金支払通知書(ハガキ)をお送りします。



■ 支払通知書の見方について(例)

支給額(A)欄の「**一時金返還額**」は、過去に退職一時金の支給を受けられ、その退職一時金の額及び利子に相当する額を年金から控除して返還している場合に表示しています。

控除額(B)欄の「**所得税**」は、ご提出いただいた扶養親族等申告書に基づき、算定した所得税額を表示しています。

なお、平成24年12月支給期の所得税よりも平成25年2月支給期以降の所得税が大きく増額している場合は、「平成25年分扶養親族等申告書」が提出されていない可能性があります。「平成25年分扶養親族等申告書の申告内容確認書」に「申告されていません」と表示されている方のうち、年金から扶養親族等の所得控除を受けたい方は、この申告内容確認書の裏面の扶養親族等申告書にご記入のうえ提出してください。

振込日	支給額(A)			控除額(B)			遡及差額等(C)	差引支払額(A-B)+C
	支給額	追給・戻入	一時金返還額	所得税 個人住民税	介護保険料 後期高齢医療	その他保険料 その他控除額	遡及差額 ・還付税	
H24.12.14	262,500			1,125 4,100	10,400 16,500	50,060		180,315
H25.2.15	262,500			1,148 4,100	10,400 16,500			230,352
H25.4.15	*****	*****	*****	*****	*****	*****	*****	*****

※平成25年2月支給期以降の所得税は、東日本大震災からの復興のための復興特別所得税(本来の所得税の額の2.1%相当額)を含めて算定されます。

例 平成24年12月支給期 1,125円
平成25年 2月支給期 1,148円

控除額(B)欄の「**介護保険料**」、「**後期高齢医療**」(または「**国民健康保険**」)および「**個人住民税**」は、市区町村からの徴収依頼により年金から控除された額を記載しております。そのため、これらの保険料についてご不明な点は、お住まいの市区町村の担当窓口にお問い合わせください。

控除額(B)欄の「**その他保険料**」は、年金友の会の保険に申し込まれた場合、その保険料が表示されます。

送付の都合上、
次の①から③を折りたたんで
お送りしています。
必ず広げてご確認ください。



① 年金支払通知書

② 平成24年分
公的年金等の
源泉徴収票

③ あなたの平成25年分
「扶養親族等申告書」の
申告内容確認書

広げて確認ね!



② 平成24年分公的年金等の源泉徴収票



確定申告に必要な書類ですので、大切に保管してください。

万が一紛失された場合は、本誌8ページの「年金関係書類の請求書」でお早めにご請求ください。

確定申告の時期:平成25年2月18日(月)から平成25年3月15日(金)まで。

なお、源泉徴収票は所得税の手続きを行うための書類ですので、年金から徴収された個人住民税は記載されません。また、障害(共済)年金、遺族(共済)年金等は、非課税のため源泉徴収票は発行しておりません。参考として、平成24年分支給総額を支払通知書のご案内の欄に表示しております。

③ あなたの平成25年分「扶養親族等申告書」の申告内容確認書

本年10月に調査しました平成25年分「扶養親族等申告書」の調査対象者の方へ、申告されました内容を通知しておりますので、ご確認ください。

なお、表示されている申告内容に訂正がある場合は、「切りとり線」で切りとり、訂正用の申告書(確認書の裏面)に訂正部分だけではなく、すべて記入のうえ、送付してください。

※会社等の勤務先に申告書を提出される等の理由により、当組合に提出されていない方、申告書を11月9日以降受け付けた方については、「申告されていません」と表示しています。

※訂正がない場合には、訂正用の申告書を提出する必要はありません。



復興特別所得税等の税制改正に関するお知らせ

平成25年1月1日以降に支払うべき公的年金等に係る源泉所得税について、次の改正がありましたのでお知らせします。

- 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成23年12月2日法律第117号)に基づき、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて源泉徴収します。なお、源泉徴収すべき復興特別所得税の額は、所得税の額の2.1%相当額とされています。
- 扶養親族等申告書の内容において、控除対象とされる人的控除の範囲に寡婦(寡夫)控除が追加されました。

平成27年10月から年金制度が変わります

本年8月22日に公布されました「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」(以下「被用者年金一元化法」といいます。)により、平成27年10月以降は被用者年金各制度を厚生年金保険制度に統一することとなり、厚生年金保険の被保険者の範囲が公務員等まで拡大されました(以下「被用者年金制度の一元化」といいます。)。

この被用者年金制度の一元化に伴い、共済年金と厚生年金保険との間の制度的な差異については、基本的には厚生年金保険に揃えることで差異を解消することとされています(下表をご覧ください。)。

また、共済年金にある公的年金としての職域部分につきましては、平成27年10月1日以降に裁定される年金から廃止されることとなりますが、新たに年金払いの退職給付の制度を設けることとされています。

■ 共済年金と厚生年金保険との主な制度的な差異

	共済年金(現行)	厚生年金保険(一元化後)
被保険者の年齢制限	● 年齢制限なし	● 70歳まで
年金の種類	● 退職共済年金 ● 障害共済年金 ● 遺族共済年金	● 老齢厚生年金 ● 障害厚生年金 ● 遺族厚生年金
年金の算定基礎となる給与	● 給料表に定める給料に手当率を乗じて得た額と期末手当等	● 標準報酬月額と標準賞与額
障害給付	● 在職停止あり	● 在職停止なし
老齢給付の在職支給停止	● 退職共済年金受給者が組合員となった場合(賃金+年金額)が28万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止。 ● 退職共済年金受給者が厚生年金保険の被保険者等となった場合(賃金+年金額)が46万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止。 ● 老齢厚生年金受給者が組合員となった場合は年金の支給停止なし。	● 老齢厚生年金受給者が組合員又は民間に再就職し厚生年金保険の被保険者等となった場合 ・65歳までは(賃金+年金額)が28万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止。 ・65歳以降は(賃金+年金額)が46万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止。 *退職共済年金受給者についても、同様な停止措置があります。

共済年金の受給者の皆様にも被用者年金一元化法が適用されることとなりますが、現在受給中の年金は、被用者年金制度の一元化後も引き続き支給されます。

この制度改正に伴い、ご留意いただきたいいくつかの点をご説明いたします。

退職共済年金の年金受給者

● 特別支給の退職共済年金を受給している方

65歳未満の特別支給の退職共済年金の受給者の方のうち、平成27年10月1日以後に65歳に到達する方は、65歳に到達したときに特別支給の退職共済年金の受給権は消滅し、新たに老齢厚生年金の受給権が発生し支給されます。なお、この老齢厚生年金には職域部分は含まれていませんが、別途法律により職域部分に係る経過措置が定められることとなっています。

● 再就職されている方

【65歳未満の方】

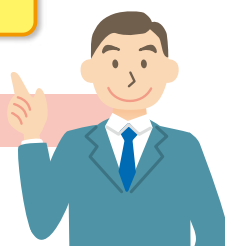
65歳未満の特別支給の退職共済年金の受給者の方が民間会社に再就職し厚生年金保険の被保険者となっている場合は、平成27年10月以後、退職共済年金の支給停止の基準額(賃金+年金額(政令で定める年金の合算額))が46万円から28万円に引き下げられます。

【65歳以上の方】

65歳以上の退職共済年金の受給者の方で民間会社に再就職されている方についても平成27年10月以後、現行と同様の支給停止等が行われますが、その際の支給停止基準額は、退職共済年金のほか老齢厚生年金等の政令で定める年金を合算した額と賃金を併せた支給停止の基準額について46万円が適用されます。

【配慮措置】

この見直しは、受給年金額が減額となることから、財産権への配慮や収入の急激な変化が受給者の生活設計に大きな影響を及ぼすことに鑑み、配慮措置が設けられる予定とされています。



障害共済年金の年金受給者

平成27年9月30日において、在職により障害共済年金が支給停止となっている場合、在職による支給停止が解除され、平成27年10月分以降は、職域部分を除いた障害共済年金が支給されます。

遺族共済年金の年金受給者

遺族共済年金の支給を受けることができる遺族として次順位の遺族がいる場合、平成27年10月1日以後に先順位の遺族が失権しても、次順位には移りません。なお、該当する方には、別途、あらためてお知らせいたします。

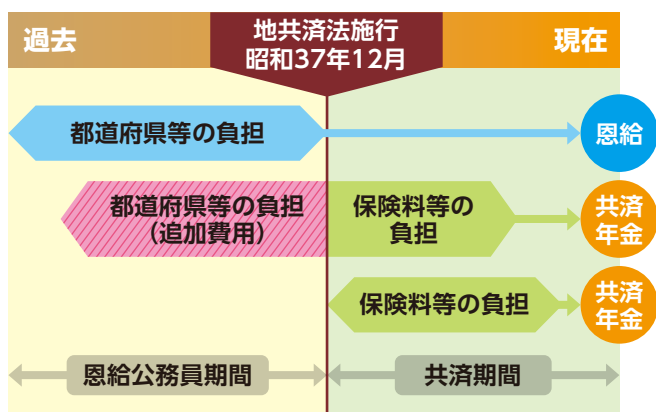
例

遺族共済年金の受給者である遺族が死亡した者の配偶者と母であった場合、平成27年10月1日以後に配偶者がお亡くなりになりますと、母には転給されず遺族共済年金の受給権は消滅します。

恩給公務員期間等に係る年金額の引下げについて

被用者年金一元化法においては、追加費用財源の都道府県の吏員の期間等（以下「恩給公務員期間等」といいます。）にかかる給付（下左図の斜線部分）について、負担に見合った水準（下右図を参照）まで一律に27%引き下げることとされています（ただし、①引下率の上限は恩給公務員期間等も含めた共済年金全体の10%とする、②230万円／年以下の給付（恩給公務員期間等も含めた共済年金全体）は引き下げない、という配慮措置が設けられています。）。

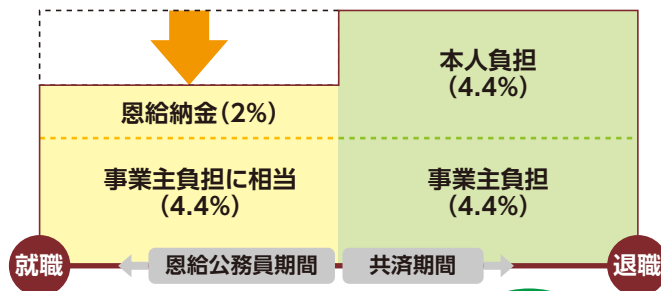
追加費用について（地方公務員共済の場合）



追加費用の引下げの考え方

※恩給公務員期間の本人負担は2%であり、共済制度発足当初の本人負担4.4%より低いことから、事業主負担を合わせた負担に見合って27%引き下げられます。

$$(8.8 - 6.4) \div 8.8 = 27\% \text{ 負担が少ない}$$



計算例

恩給公務員期間等を含めた共済年金の年金額: 250万円
共済年金のうち恩給公務員期間等に係る給付額: 180万円 の場合
(※ 250万円 × 恩給公務員期間等 ÷ 共済年金の算定基礎期間)

- 恩給公務員期間等に係る給付額を27%引き下げた年金額 $250\text{万円} - (180\text{万円} \times 27\%) = 201\text{万}4\text{千円} \dots \text{A}$
- 配慮措置による引下げ後の共済年金の年金額
 - ① 恩給公務員期間等を含めた共済年金の年金額を10%引き下げた年金額 $250\text{万円} - (250\text{万円} \times 10\%) = 225\text{万円} \dots \text{B}$
 - ② A又はBの額が230万円を下回る場合は230万円

よって、230万円が引下げ後の共済年金の年金額となります。



実施時期

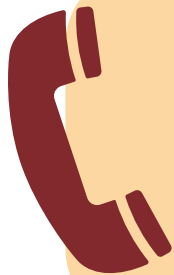
この措置については、被用者年金一元化法の公布日（平成24年8月22日）から1年以内に政令で定める日から実施することとなっていますが、現時点では実施日は決まっています。

該当する方へのお知らせ

この措置の実施日が決まりましたら、今回の措置により年金額が引下げとなる年金受給者の皆様には、別途、対象となった恩給公務員期間等の月数等をお知らせいたします。



前号の「年金受給者だより78号」（平成24年6月発行）においてお知らせしました、平成24年度から平成26年度の3年間で特例水準を解消することとした法案は成立せず、今年の通常国会では継続審議とされました。今後この法案が成立した場合は、その内容についてあらためてお知らせいたします。



こんなときにはご連絡ください!

年金を受給されている方や加給年金額の対象となっている方(配偶者など)が、次の事由に該当したときは、速やかに当共済組合までご連絡ください。必要な届出用紙を送付します。



この連絡が遅れますと、年金が払いすぎになり、年金を受給されている方だけでなく、ご家族の方などにさかのぼって返還していただくこともありますので、ご注意ください。

1 年金を受給されている方が お亡くなりになられたとき

審査第一課 03-3261-9849 審査第二課 03-3261-9843

2 退職(共済)年金等、障害(共済)年金を受給されている方が 以下の事由に該当したとき

- ①常勤の公務員として再就職し、共済組合の組合員となったとき
- ②民間会社等に再就職し、厚生年金保険または私立学校教職員共済に加入したとき
- ③国会議員や地方議会議員に就任したとき
- ④ハローワークに求職の申込みをしたとき(65歳未満の退職共済年金の方のみ)

給付課調査係 03-3261-9846

3 遺族(共済)年金等を受給されている方が 以下の事由に該当したとき

- ①婚姻したとき
- ②遺族である子が他の方の養子となったとき
- ③亡くなられた組合員であった方の養子であった遺族の方が、養子縁組の解消をしたとき
- ④現在受給している年金以外の年金(国民年金の老齢基礎年金を除きます。)を受給することとなったとき
- ⑤亡くなられた組合員であった方の子または孫である遺族の方が、障害の状態でなくなったとき

審査第一課 03-3261-9849 審査第二課 03-3261-9843

4 1級・2級の障害共済年金を受給されている方が

婚姻したとき

審査第一課 03-3261-9849
 審査第二課 03-3261-9843

子が生まれたとき

調整課基礎年金係 03-3261-9844

障害共済年金の受給権が発生した後に婚姻したり、子が生まれ、一定の条件を満たしているときは、障害共済年金または障害基礎年金に加給年金額が加算されることになります。

5 加給年金額の対象となっている方(配偶者など)が 以下の事由に該当したとき

- ①お亡くなりになられたとき
※対象者となっている方が福島県矢祭町にお住まいの方、
 外国に居住している方、外国籍(外国人登録)の方のみご連絡ください。
- ②離婚したとき
- ③年金受給者の方によって生計を維持されなくなったとき
- ④公的年金制度から老齢(退職)を事由とする年金(原則として加入期間が20年以上あるもの)または障害を事由とした年金を受けられるようになったとき(年金が全額支給停止されている場合を除きます。)
※老齢基礎年金の受給者となったときは、ご連絡いただく必要はありません。
- ⑤対象者となっている子が婚姻したとき、年金受給者の配偶者以外の方の養子となったとき、または離縁したとき

給付課調査係 03-3261-9846

6 年金受給者の方の

① 氏名の変更

② 受取金融機関の変更

③ 源泉徴収票の再交付

給付課支給係
03-3261-9846

④ 年金証書等の再交付

⑤ 年金加入期間確認通知書の発行

年金相談室
03-3261-9850

ご連絡の際に、

お手もとに「年金証書記号番号」を

ご準備いただくと、お問合わせがスムーズです!



〒102-8601 東京都千代田区平河町2-4-9
 地方職員共済組合理事長 様

平成 年 月 日

年金関係書類の請求書

各種届出書等の請求をされる場合には、この請求書をご利用ください。

(キリトリ線)

年金証書記号番号		8 5 9 4							
フリガナ				印	受給者 生年月日	明・大・昭・平 年 月 日			
フリガナ				印	受給者 との関係	配偶者 その他()			
受給者住所	〒	—	電話	()					
請求者住所	〒	—	電話	()					

※受給者と請求者が同一のときは、請求者氏名および住所欄の記入・押印は不要です。
 また、受給者と請求者の住所が同一のときは、請求者住所欄には「同上」と記載してください。

1 年金関係書類(交付・再交付) (必要な書類に○を付してください。)

① 年金証書	② 年金改定証書(平成 年 月分)
③ 源泉徴収票(平成 年分)	④ 年金支給額証明書(平成 年分)
⑤ 年金支払通知書(平成 年 月分)	⑥ 年金加入期間確認通知書(通)

2 各種届出書(関係書類を送付いたします。)

① 受給者の死亡(平成 年 月 日死亡)
② 遺族共済年金または遺族年金等関係 ㊦ 婚姻した ㊧ 養子縁組した ㊨ 親族関係が離縁で終了した ㊩ 国民年金法の遺族基礎年金を受けることとなった、または、受けることができなくなった
③ 口座変更等 ㊦ 年金受取口座の変更 ㊧ 氏名変更
④ 再就職または再退職関係(遺族年金または遺族共済年金以外の受給者に限ります。) ㊦ 厚生年金・私学共済の被保険者となった、国会議員や地方議会議員に就任した ㊧ 上記㊦でなくなった ㊨ 公務員として再就職し、共済組合の組合員となった
⑤ 雇用保険関係(65歳までの退職共済年金に限ります。) ㊦ 雇用保険法による基本手当受給のために求職の申込みをした ㊧ 雇用保険法による基本手当等の受給が終了した
⑥ 加給年金額関係(対象者である配偶者または子に限ります。) (昭和61年3月以前の退職年金等には加給年金制度はありませんので、届出は不要です。) ㊦ 離婚した ㊧ 子が婚姻(養子縁組)した ㊨ 養子を離縁した ㊩ 受給者との生計維持関係がなくなった(恒常的に年収850万円以上となった) ㊪ 配偶者が自己の年金を受けようになった、または、全額停止された(国民年金の老齢基礎年金を除きます。) *上記㊪の場合は、事実がわかる配偶者の年金証書等の写しを添付してください。
⑦ 1級または2級の障害共済年金関係 ㊦ 婚姻した ㊧ 子が生まれた ㊨ 18歳未満の子と養子縁組した

※ 1及び2の④、⑤、⑥に係る各種届出書は、当組合のホームページ(<http://www.chikyosai.or.jp/>)からダウンロードできます。